



島根県報

平成18年7月14日(金)

号外第92号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

条 例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する 条例	(人 事 課)	7
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正す る条例	(税 務 課)	7
島根県県税条例等の一部を改正する条例	(")	8
住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	(市 町 村 課)	9
島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の一部を改 正する条例	(情 報 政 策 課)	10
島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	(環 境 生 活 総 務 課)	10
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	(農 林 水 産 総 務 課)	14
島根県立農業高等学校条例の一部を改正する条例	(農 業 経 営 課)	14
島根県花振興センター条例の一部を改正する条例	(農 畜 産 振 興 課)	15
島根県立高等技術校条例の一部を改正する条例	(労 働 政 策 課)	16
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条 例	(警 察 本 部)	16

公布された条例等のあらまし

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(条例第37号)

1 条例の概要

(1) 通勤による災害に対する補償の対象に、次に掲げる移動を加えることとした。(第2条の2関係)

- ア 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動
- イ 住居と勤務場所との間の往復に先行し、又は後続する住居間の移動

(2) その他規定の整備

2 施行期日等

公布の日から施行し、平成18年4月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用することとした。

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例(条例第38号)

1 条例の概要

工業再配置促進法の規定による誘導地域内において製造の事業の用に供するため工業再配置促進法施行令に規定する期間内に新設し、又は増設した設備のうち、工場用の建物に係る附属設備並びに機械及び装置に対する固定資産税の課税を免除する措置の廃止(第1条・第3条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県県税条例等の一部を改正する条例(条例第39号)

1 条例の概要

(1) 島根県県税条例の一部改正

ア 県民税

ア 所得割の税率の改正(第9条関係)

改正前		改正後
7,000,000円以下の金額	100分の2	100分の4
7,000,000円を超える金額	100分の3	

イ 徴収取扱費に係る改正(第15条関係)

- a 市町村長は、4月、7月、10月及び1月中に、徴収取扱費の算定に関し必要な事項を知事に報告しなければならないこととした。
- b 知事は、報告があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、徴収取扱費を交付するものとする事とした。

イ 事業税(第16条関係)

法人の事業税の税率を、現在特例として定めている税率とすることとした。

ウ 道路運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備(第47条・第51条・第63条関係)

エ 島根県水と緑の森づくり税条例の一部改正(附則第4項関係)

(2) 島根県産業廃棄物減量税条例の一部改正

引用する条項の整理(第17条関係)

(3) 島根県核燃料税条例の一部改正

引用する条項の整理(第10条関係)

2 施行期日

平成19年4月1日から施行することとした。ただし、1の(1)のウについては道路運送法等の一部を改正する法律の施行の日から、1の(2)及び(3)については平成19年1月1日から施行することとした。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(条例第40号)

1 条例の概要

漁業研修事業の実施主体の変更(別表第1関係)

改正前	改正後
島根県漁業協同組合連合会が設置する島根県漁業 就業者確保育成センター	漁業協同組合

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の一部を改正する条例(条例第41号)

1 条例の概要

- (1) 団体署名検証者は、保存期間に係る失効情報の提供又は失効情報ファイルの提供を受けたときは、当該失効情報又は失効情報ファイルの提供に係る手数料(以下「情報提供手数料」という。)を指定認証機関に納付しなければならないこととした。(第3条第1項関係)
- (2) (1)の情報提供手数料の額は、保存期間に係る失効情報又は失効情報ファイルの提供に係る電子計算機処理等に要する費用を基礎とし、団体署名検証者が当該提供を受ける目的の公共性及び方法を考慮して、指定認証機関が定めることとした。(第3条第3項関係)

2 施行期日

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行すること

とした。

島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（条例第42号）

1 条例の概要

(1) 目的

この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、地域活動団体及び事業者（以下「県民等」という。）の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進し、もって県民、観光旅行者等が安心して暮らし、又は滞在することができる社会の実現に寄与することを目的とすることとした。（第1条関係）

(2) 定義

この条例において「犯罪のない安全で安心なまちづくり」とは、県民等による犯罪の防止のための自主的な活動、県、市町村及び県民等による犯罪の防止に配慮した生活環境の整備その他犯罪の防止のために必要な取組をいうこととした。（第2条関係）

(3) 次のとおり基本理念を定めることとした。（第3条関係）

ア 犯罪のない安全で安心なまちづくり（以下「安全安心まちづくり」という。）は、自らの安全は自らで守る、地域の安全は地域で守るという意識の下に、県民等による自主的な活動を基本としなければならないこと。

イ 安全安心まちづくりは、県、市町村及び県民等の適切な役割分担の下、相互に連携し、及び協力して推進されなければならないこと。

ウ 安全安心まちづくりは、犯罪による被害を受けやすい子ども、高齢者、障害者、女性等の安全の確保に特に配慮して推進されなければならないこと。

エ 安全安心まちづくりは、基本的人権に配慮して行われなければならないこと。

(4) 県の責務並びに県民、地域活動団体及び事業者の役割を定めることとした。（第4条 - 第7条関係）

(5) 市町村との連携等について定めることとした。（第8条関係）

ア 県は、安全安心まちづくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、市町村と緊密な連携を図るものとする。

イ 県は、市町村の安全安心まちづくりに関する主体的な取組を尊重するとともに、市町村が安全安心まちづくりの取組を実施するときは、その求めに応じて、情報の提供、技術的な助言その他必要な協力を行うものとする。

(6) 県は、安全安心まちづくりを推進するため、県、市町村及び県民等が相互に連携し、及び協力することができる体制を整備するものとする。こととした。（第9条関係）

(7) 県は、安全安心まちづくりに関する施策の総合的な推進を図るため、その基本となる計画を策定するものとする。こととした。（第10条関係）

(8) 県は、安全安心まちづくりに関する県民等の理解を深めるとともに、その活動への県民等の参加を促進するために必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。こととした。（第11条関係）

(9) 県は、安全安心まちづくりについて、広く県民等の関心を高め、及び理解を深めるため、犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間を設けることとし、その旬間は、10月11日から同月20日までとする。こととした。（第12条関係）

(10) 県は、安全安心まちづくりに関する施策の推進を図るために必要な調査及び研究を行うものとする。こととした。（第13条関係）

(11) 県民等による自主的な活動の推進について定めることとした。（第14条関係）

ア 県民は、相互に連携し、防犯に関する知識及び技術の習得、建物、車両等の適正な管理その他安全安心まちづくりに関する自主的な活動に取り組むよう努めるものとする。

- イ 地域活動団体は、地域の特性に応じて、次に掲げる活動その他安全安心まちづくりに関する自主的な活動に取り組むよう努めるものとする。
- （イ）安全安心まちづくりに関する企画及び活動への参画の推進
- （イ）防犯に関する意識の啓発、情報の提供並びに知識及び技術の普及
- ウ 事業者は、従業員に対する防犯に関する教育、建物、車両等の適正な管理その他の安全安心まちづくりに関する活動に取り組むよう努めるものとする。
- エ 県は、県民等が行う安全安心まちづくりのための自主的な活動が、広範な担い手により行われるようにするため、県民等に対し、その活動に関する情報の提供、助言その他必要な施策を講ずるものとする。
- (12) 子どもの安全の確保等について定めることとした。（第15条 - 第17条関係）
- ア 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、子どもの安全を確保するため、学校等及び通学路等に関する指針を定めるものとする。
- イ 学校設置者等は、アの指針に基づき、当該学校等の施設内及び通学路等において、子どもの安全の確保に努めるものとする。
- ウ 学校設置者等は、必要があると認めるときは、その所在地を管轄する警察署その他の関係機関の職員、保護者及び犯罪の防止のための自主的な活動を行う県民等の参加を求めて、子どもの安全の確保に係る対策を推進するための体制を整備するよう努めるものとする。
- エ 県民は、子どもが犯罪による被害を受け、又は被害を受けるおそれがあると認めるときは、警察への通報、避難誘導等を行うものとする。
- オ 県は、学校等、市町村、家庭及び地域活動団体と連携して、子どもが犯罪による被害を受けないよう必要な施策を講ずるものとする。
- カ 県は、子どもの健全な育成を図るために、学校等、市町村、家庭及び地域活動団体と連携して、犯罪による被害を受けないようにするための教育及び犯罪を起こさないための教育を推進するよう必要な施策を講ずるものとする。
- (13) 県は、市町村及び県民等と連携して、高齢者、障害者、女性その他特に防犯上の配慮を要する者が犯罪による被害を受けないよう必要な施策を講ずるものとする。（第18条関係）
- (14) 県は、観光旅行者等の安全を確保するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。（第19条関係）
- (15) 犯罪防止に配慮した道路等について定めることとした。（第20条関係）
- ア 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。
- イ 道路等を設置し、又は管理する者は、アの指針に基づき、当該道路等の構造、設備等について犯罪の防止に配慮するよう努めるものとする。
- ウ 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路等の普及に努めるものとする。
- (16) 犯罪防止に配慮した住宅について定めることとした。（第21条関係）
- ア 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。
- イ 住宅を建築しようとする者又は住宅を所有し、若しくは管理する者は、アの指針に基づき、当該住宅の構造、設備等について犯罪の防止に配慮するよう努めるものとする。
- ウ 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるものとする。
- (17) 犯罪の防止に配慮した店舗等の構造、設備等について定めることとした。（第22条関係）
- ア 知事及び公安委員会は、共同して、店舗等について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

イ 店舗等を設置し、又は管理する者は、アの指針に基づき、当該店舗等の構造、設備等について犯罪の防止に配慮するよう努めるものとする。

ウ 県は、店舗等を設置し、又は管理する者に対し、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗等に関する情報の提供、助言その他必要な施策を講ずるものとする。

(18) 犯罪防止に配慮した自動車等及び自動販売機の普及について定めることとした。(第23条・第24条関係)

(19) 犯罪被害者等に対する支援等について定めることとした。(第25条関係)

ア 県は、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができるよう国及び市町村並びに犯罪被害者等を支援する活動を行う民間の団体と連携を図り、犯罪被害者等に対し、情報の提供、助言その他必要な施策を講ずるものとする。

イ 県民等は、犯罪被害者等の名誉及び平穏な生活を害することがないように十分配慮するとともに、国、県又は市町村が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。

(20) 知事、教育委員会又は公安委員会は、指針を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例(条例第43号)

1 条例の概要

(1) 新規自営漁業者定着支援資金関係(第2条関係)

新規自営漁業者が市町村を通じて新規自営漁業者定着支援資金の貸付けを受ける際に受講が要件となる漁労技術習得研修の実施主体の改正

改正前	改正後
島根県漁業協同組合連合会が設置する島根県漁業就業者確保育成センター	漁業協同組合

(2) 農業参入意向企業調査研究支援資金関係(第2条関係)

貸付けの相手方の改正

改正前	改正後
合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社	株式会社及び持分会社(会社法第575条第1項に規定する持分会社をいう。)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県立農業大学校条例の一部を改正する条例(条例第44号)

1 条例の概要

(1) 島根県立農業大学校の養成部門について、入学検定料及び入学料を徴収することとした。(第6条関係)

区分	金額
入学検定料	2,200円
入学料	5,650円

(2) 入学検定料は、入学願書を提出するときに納付することとした。(第7条第1項関係)

(3) 入学料は、校長が定める期間内に納付することとした。(第7条第2項関係)

- (4) 被災、行方不明、死亡等やむを得ない事情があると認められる場合は、入学料を減免することができることとした。(第8条関係)
- (5) 既に納付した入学検定料及び入学料は、還付しないこととした。(第9条関係)
- (6) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県花振興センター条例の一部を改正する条例(条例第45号)

1 条例の概要

(1) 利用料金制の導入(第13条関係)

ア 花ふれあい公園(以下「公園」という。)の展示物を観覧しようとする者は、法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に対して観覧料を支払わなければならないこととした。

イ 観覧料は、指定管理者にその収入として収受させることとした。

ウ 観覧料は、所定の基準額に0.8を乗じて得た額から当該基準額に1.2を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が知事の承認を得て定める額とすることとした。

(2) 公園の開園時間の変更(第11条関係)

開 園 時 間	期 間	
	改 正 前	改 正 後
午前9時30分から午後5時まで	3月から10月まで	3月から11月まで
午前9時30分から午後4時30分まで	11月から翌年の2月まで	12月から翌年の2月まで

(3) 公園の休園日を設けない期間の変更(第12条関係)

改 正 前	改 正 後
4月1日から11月30日まで	3月1日から11月30日まで

(4) 指定管理者は、公園の管理上支障があると認められる者の公園への入園を拒否し、又は公園からの退去を命ずることができることとした。(第16条関係)

(5) 次の業務を指定管理者の業務として明確化することとした。(第5条関係)

ア 花きに親しむ機会の提供に関する業務

イ 公園の利用の促進に関する業務

(6) その他規定の整備

2 施行期日

平成19年4月1日から施行することとした。ただし、1の(2)及び(3)については、公布の日から施行することとした。

島根県立高等技術校条例の一部を改正する条例(条例第46号)

1 条例の概要

(1) 島根県立高等技術校の普通課程について、入校検定料として2,200円を徴収することとした。(第3条関係)

(2) 入校検定料は、入校検定のための願書を提出するときに納付することとした。(第4条関係)

(3) 既に納付した入校検定料は、還付しないこととした。(第6条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第47号）

1 条例の概要

引用する条項の整理（第 4 条関係）

2 施行期日

平成18年10月 1 日から施行することとした。

条

例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 7 月14日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第37号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 1 項中「住居と勤務場所との間」を「次に掲げる移動」に、「往復する」を「行う」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 住居と勤務場所との間の往復
- (2) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動（規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）
- (3) 第 1 号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（規則で定める要件に該当するものに限る。）

第 2 条の 2 第 2 項中「前項の往復」を「前項各号に掲げる移動」に、「同項の往復」を「同項各号に掲げる移動」に改める。

第10条中「までの等級」を「までの障害等級」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。

第13条第 1 項第 4 号中「等級」を「障害等級」に改める。

附則第 2 条の 3 第 1 項中「障害の等級に」を「障害等級に」に改め、同項の表中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

附則第 2 条の 4 第 2 項中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

別表第 2 の表中「等級」を「障害等級」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 この表に定める障害等級に該当する障害は、法第29条第 2 項に規定するところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 2 条の 2 各項の規定は、平成18年 4 月 1 日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用する。

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 7 月14日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第38号

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和48年島根県条例第37号）の一部を次のように改

正する。

第1条中「、工業再配置促進法（昭和47年法律第73号。以下「工業再配置法」という。）」を削る。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年7月14日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第39号

島根県県税条例等の一部を改正する条例

（島根県県税条例の一部改正）

第1条 島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

（所得割の税率）

第9条 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100分の4の税率を乗じて得た金額とする。

第15条を次のように改める。

（徴収取扱費の交付）

第15条 市町村長は、4月、7月、10月及び1月中に、法第47条第1項の徴収取扱費の算定に関し必要な事項を知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告があった場合においては、その報告があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、同項の徴収取扱費を市町村に対して交付するものとする。

第16条第1項第1号ウの表中「100分の4.4」を「100分の3.8」に、「100分の6.6」を「100分の5.5」に、「100分の8.6」を「100分の7.2」に改め、同項第2号の表中「100分の5.6」を「100分の5」に、「100分の7.5」を「100分の6.6」に改め、同項第3号の表中「100分の5.6」を「100分の5」に、「100分の8.4」を「100分の7.3」に、「100分の11」を「100分の9.6」に改め、同条第2項第1号の表中「100分の5.6」を「100分の5」に、「100分の7.5」を「100分の6.6」に改め、同項第2号の表中「100分の5.6」を「100分の5」に、「100分の8.4」を「100分の7.3」に、「100分の11」を「100分の9.6」に改め、同条第3項中「100分の1.5」を「100分の1.3」に改め、同条第4項第1号ウ中「100分の8.6」を「100分の7.2」に改め、同号エ中「100分の11」を「100分の9.6」に改め、同項第2号中「100分の7.5」を「100分の6.6」に改め、同項第3号中「100分の11」を「100分の9.6」に改める。

第47条第1項第3号アウ中「一般乗合用」の次に「（道路運送法（昭和26年法律第183号）第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供することをいう。第51条第5号において同じ。）」を加える。

第51条第6号を次のように改める。

(6) 過疎地域の住民の移動を確保するための市町村（市町村の一部事務組合を含む。）の補助金の交付を受けて、一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が所有するバスのうち、一般貸切用のバス（道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号）による改正前の道路運送法第21条第2号の許可を受けた乗合旅客の運送に係る路線の運行の用に供するバスをいう。第63条第4号において同じ。）で知事が必要と認めるもの

第63条第4号中「一般貸切旅客自動車運送事業」を「一般乗合旅客自動車運送事業」に改め、「一般貸切用のバスのうち、道路運送法第21条第2号の許可に係る路線の運行の用に供する」を削る。

附則第15項を次のように改める。

(法人の事業税の税率の特例)

15 法附則第 9 条の 2 第 2 項に規定する所得割については、第16条第 1 項第 2 号中

各事業年度の所得のうち年4,000,000円を超える金額及び清算所得	100分の6.6
------------------------------------	----------

とあるのは

各事業年度の所得のうち年4,000,000円を超え年1,000,000,000円以下の金額及び清算所得	100分の6.6
各事業年度の所得のうち年1,000,000,000円を超える金額	100分の7.9

と、同条第 4 項第 2 号ア中「100分の6.6」とあるのは「100分の6.6 (各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の7.9)」とする。

附則第16項を削り、附則第17項を附則第16項とし、附則第18項を附則第17項とする。

附則第19項の表中「第19項第 1 号」を「第18項第 1 号」に、「第19項第 2 号」を「第18項第 2 号」に、「第19項第 3 号」を「第18項第 3 号」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第20項を附則第19項とし、附則第21項から附則第23項までを 1 項ずつ繰り上げる。

(島根県産業廃棄物減量税条例の一部改正)

第 2 条 島根県産業廃棄物減量税条例 (平成16年島根県条例第34号) の一部を次のように改正する。

第17条中「第733条の18第 5 項」を「第733条の18第 6 項」に改める。

(島根県核燃料税条例の一部改正)

第 3 条 島根県核燃料税条例 (平成16年島根県条例第45号) の一部を次のように改正する。

第10条中「第278条第 4 項」を「第278条第 5 項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中第47条、第51条及び第63条の改正規定は道路運送法等の一部を改正する法律 (平成18年法律第40号) の施行の日から、第 2 条及び第 3 条の規定は平成19年 1 月 1 日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の島根県県税条例 (以下「新条例」という。) 第 9 条の規定は、平成19年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成18年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

3 新条例第16条及び新条例附則第15項の規定は、平成19年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに同日以後の解散 (合併による解散を除く。以下この項において同じ。) による清算所得に対する事業税 (清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。) について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

(島根県水と緑の森づくり税条例の一部改正)

4 島根県水と緑の森づくり税条例 (平成16年島根県条例第77号) の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「附則第20項」を「附則第19項」に改める。

附則第 3 項中「附則第21項」を「附則第20項」に改める。

附則第 4 項中「附則第22項」を「附則第21項」に改める。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年7月14日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第40号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1の18の項中「島根県漁業協同組合連合会が設置する島根県漁業就業者確保育成センター」を「漁業協同組合」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年7月14日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第41号

島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の一部を改正する条例

島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成15年島根県条例第72号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「署名検証者」を「署名検証者等」に改め、同条第1項中「以下同じ。）」の次に「又は団体署名検証者（同条第6項に規定する団体署名検証者をいう。以下同じ。）」を加え、同条第3項中「署名検証者」の次に「又は団体署名検証者」を加える。

附 則

この条例は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第44号）の施行の日から施行する。

島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例をここに公布する。

平成18年7月14日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第42号

島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

目次

第1章 総則（第1条 - 第13条）

第2章 県民等による自主的な活動の推進（第14条）

第3章 子ども、高齢者、障害者、女性等の安全の確保等

第1節 子どもの安全の確保等（第15条 - 第17条）

第2節 高齢者、障害者、女性等の安全の確保（第18条・第19条）

第4章 道路、住宅等における防犯への配慮（第20条・第21条）

第5章 事業活動における防犯への配慮（第22条 - 第24条）

第6章 犯罪被害者等に対する支援等（第25条）

第7章 雑則（第26条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、地域活動団体（自治会その他の地域的な共同活動を行うための団体をいう。以下同じ。）及び事業者（以下「県民等」という。）の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進し、もって県民、観光旅行者等が安心して暮らし、又は滞在することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「犯罪のない安全で安心なまちづくり」とは、県民等による犯罪の防止のための自主的な活動、県、市町村及び県民等による犯罪の防止に配慮した生活環境の整備その他犯罪の防止のために必要な取組をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪のない安全で安心なまちづくり（以下「安全安心まちづくり」という。）は、自らの安全は自らで守る、地域の安全は地域で守るという意識の下に、県民等による自主的な活動を基本としなければならない。

2 安全安心まちづくりは、県、市町村及び県民等の適切な役割分担の下、相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

3 安全安心まちづくりは、犯罪による被害を受けやすい子ども、高齢者、障害者、女性等の安全の確保に特に配慮して推進されなければならない。

4 安全安心まちづくりは、基本的人権に配慮して行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全安心まちづくりに関する施策を策定し、及びこれを推進するものとする。

2 県は、安全安心まちづくりに関する施策の実施に当たっては、国、市町村及び県民等と連携を図るものとする。

（県民の役割）

第5条 県民は、基本理念にのっとり、自らの安全の確保に努めるとともに、地域における安全安心まちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 県民は、県が実施する安全安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（地域活動団体の役割）

第6条 地域活動団体は、基本理念にのっとり、地域の特性に応じた自主的な活動への取組及びその地域における連携を推進するよう努めるものとする。

2 地域活動団体は、県が実施する安全安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、安全安心まちづくりに関する理解を深めるとともに、当該事業者が所有し、又は管理する施設及びその事業活動について、犯罪の防止に努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する安全安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市町村との連携等）

第8条 県は、安全安心まちづくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、市町村と緊密な連携を図るものとする。

2 県は、市町村の安全安心まちづくりに関する主体的な取組を尊重するとともに、市町村が安全安心まちづくりの取組を実施するときは、その求めに応じて、情報の提供、技術的な助言その他必要な協力を行うものとする。

（推進体制の整備）

第9条 県は、安全安心まちづくりを推進するため、県、市町村及び県民等が相互に連携し、及び協力することができる体制を整備するものとする。

（基本計画の策定等）

第10条 県は、安全安心まちづくりに関する施策の総合的な推進を図るため、その基本となる計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 安全安心まちづくりに関する施策の基本的方向
- (2) 次に掲げる安全安心まちづくりに関する施策
 - ア 県民等による自主的な活動を推進するために必要な施策
 - イ 子ども、高齢者、障害者、女性等の安全を確保するために必要な施策
 - ウ 道路、住宅等における防犯について配慮するために必要な施策
 - エ 事業活動における防犯について配慮するために必要な施策
 - オ 犯罪による被害を受けた者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）を支援するために必要な施策
 - カ その他安全安心まちづくりに関し必要な施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、安全安心まちづくりの推進に関し必要な事項

- 3 県は、基本計画を策定するに当たっては、市町村及び県民等の意見を反映させるものとする。
- 4 県は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（広報及び啓発）

第11条 県は、安全安心まちづくりに関する県民等の理解を深めるとともに、その活動への県民等の参加を促進するために必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

（犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間）

第12条 県は、安全安心まちづくりについて、広く県民等の関心を高め、及び理解を深めるため、犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間を設ける。

- 2 犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間は、10月11日から同月20日までとする。

（調査及び研究）

第13条 県は、安全安心まちづくりに関する施策の推進を図るために必要な調査及び研究を行うものとする。

第2章 県民等による自主的な活動の推進

第14条 県民は、相互に連携し、防犯に関する知識及び技術の習得、建物、車両等の適正な管理その他安全安心まちづくりに関する自主的な活動に取り組むよう努めるものとする。

- 2 地域活動団体は、地域の特性に応じて、次に掲げる活動その他安全安心まちづくりに関する自主的な活動に取り組むよう努めるものとする。

- (1) 安全安心まちづくりに関する企画及び活動への参画の推進
- (2) 防犯に関する意識の啓発、情報の提供並びに知識及び技術の普及

- 3 事業者は、従業員に対する防犯に関する教育、建物、車両等の適正な管理その他の安全安心まちづくりに関する活動に取り組むよう努めるものとする。

- 4 県は、県民等が行う安全安心まちづくりのための自主的な活動が、広範な担い手により行われるようにするため、県民等に対し、その活動に関する情報の提供、助言その他必要な施策を講ずるものとする。

第3章 子ども、高齢者、障害者、女性等の安全の確保等

第1節 子どもの安全の確保等

（学校等及び通学路等に関する指針の策定）

第15条 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、子どもの安全を確保するため、学校、児童福祉施設その他これらに類するもの（以下「学校等」という。）及び子どもが通学又は通園の際に利用する道路、広場等（以下「通学路等」という。）に関する指針を定めるものとする。

（学校等における子どもの安全の確保等）

第16条 学校等を設置し、又は管理する者（以下「学校設置者等」という。）は、前条の指針に基づき、当該学校等の施設内及び通学路等において、子どもの安全の確保に努めるものとする。

- 2 学校設置者等は、必要があると認めるときは、その所在地を管轄する警察署その他の関係機関の職員、保護者及び犯罪の防止のための自主的な活動を行う県民等の参加を求めて、子どもの安全の確保に係る対策を推進するための体制を

整備するよう努めるものとする。

- 3 県民は、子どもが犯罪による被害を受け、又は被害を受けるおそれがあると認めるときは、警察への通報、避難誘導等を行うものとする。

(子どもの安全の確保等のための施策)

第17条 県は、学校等、市町村、家庭及び地域活動団体と連携して、子どもが犯罪による被害を受けないよう必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、子どもの健全な育成を図るために、学校等、市町村、家庭及び地域活動団体と連携して、犯罪による被害を受けないようにするための教育及び犯罪を起さないための教育を推進するよう必要な施策を講ずるものとする。

第 2 節 高齢者、障害者、女性等の安全の確保

(高齢者、障害者、女性等の安全の確保)

第18条 県は、市町村及び県民等と連携して、高齢者、障害者、女性その他特に防犯上の配慮を要する者が犯罪による被害を受けないよう必要な施策を講ずるものとする。

(観光旅行者等の安全の確保)

第19条 県は、観光に関する事業を営む者と連携して、観光旅行者その他本県に滞在する者の安全を確保するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第 4 章 道路、住宅等における防犯への配慮

(犯罪防止に配慮した道路等の指針の策定等)

第20条 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場(以下「道路等」という。)の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

- 2 道路等を設置し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該道路等の構造、設備等について犯罪の防止に配慮するよう努めるものとする。
- 3 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路等の普及に努めるものとする。

(犯罪防止に配慮した住宅の指針の策定等)

第21条 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

- 2 住宅を建築しようとする者又は住宅を所有し、若しくは管理する者は、前項の指針に基づき、当該住宅の構造、設備等について犯罪の防止に配慮するよう努めるものとする。
- 3 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるものとする。

第 5 章 事業活動における防犯への配慮

(犯罪防止に配慮した店舗等の指針の策定等)

第22条 知事及び公安委員会は、共同して、銀行その他の金融機関、深夜(午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。)において営業する施設及び大規模小売店舗のうち公安委員会規則で定めるもの(以下「店舗等」という。)について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

- 2 店舗等を設置し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該店舗等の構造、設備等について犯罪の防止に配慮するよう努めるものとする。
- 3 県は、店舗等を設置し、又は管理する者に対し、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗等に関する情報の提供、助言その他必要な施策を講ずるものとする。

(犯罪防止に配慮した自動車等の普及)

第23条 自動車、原動機付自転車又は自転車(以下「自動車等」という。)の販売を業とする者は、犯罪の防止に配慮した構造又は装置を有する自動車等並びに犯罪を防止するための装置及び用具の普及に努めるものとする。

(犯罪防止に配慮した自動販売機の普及等)

第24条 自動販売機の販売を業とする者は、犯罪の防止に配慮した構造又は装置を有する自動販売機の普及に努めるものとする。

2 自動販売機を設置し、又は管理する者は、当該自動販売機について犯罪を防止するよう努めるものとする。

第6章 犯罪被害者等に対する支援等

第25条 県は、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができるよう国及び市町村並びに犯罪被害者等を支援する活動を行う民間の団体と連携を図り、犯罪被害者等に対し、情報の提供、助言その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県民等は、犯罪被害者等の名誉及び平穏な生活を害することがないように十分配慮するとともに、国、県又は市町村が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。

第7章 雑則

(指針の公表)

第26条 知事、教育委員会又は公安委員会は、第15条、第20条第1項、第21条第1項及び第22条第1項に規定する指針を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年7月14日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第43号

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例(昭和59年島根県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条の表農業参入意向企業調査研究支援資金の項中「合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社」を「株式会社及び持分会社(会社法(平成17年法律第86号)第575条第1項に規定する持分会社をいう。)」に改め、同表新規自営漁業者定着支援資金の項中「島根県漁業協同組合連合会が設置する島根県漁業就業者確保育成センター」を「漁業協同組合」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県立農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年7月14日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第44号

島根県立農業大学校条例の一部を改正する条例

島根県立農業大学校条例(昭和57年島根県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第5条中「試験」を「入学検定」に改める。

第6条第2項を同条第4項とし、同条第1項中「大学校の」を削り、同項を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

養成部門の入学検定を受けようとする者は、入学検定料として2,200円を納付しなければならない。

2 養成部門に入学しようとする者は、入学科として5,650円を納付しなければならない。

第7条中第5項を第7項とし、第1項から第4項までを2項ずつ繰り下げ、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

入学検定料は、入学願書を提出するときに納付しなければならない。

2 入学科は、校長が定める期間内に納付しなければならない。

第 8 条第 3 項中「により」の次に「、入学金」を加える。

第 9 条の見出し中「授業料」を「授業料等」に改め、同条中「既に納付した」の次に「入学検定料、入学金及び」を、「受けた」の次に「入学金及び」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県花振興センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 7月14日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第45号

島根県花振興センター条例の一部を改正する条例

島根県花振興センター条例（平成15年島根県条例第74号）の一部を次のように改正する。

第 4 条から第 8 条までを削り、第 9 条を第 4 条とする。

第10条第 1 号中「施設等」を「施設及び設備（以下「施設等」という。）」に改め、同条第 2 号中「前号」を「前 3 号」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 1 号の次に次の 2 号を加える。

(2) 花きに親しむ機会の提供に関する業務

(3) 公園の利用の促進に関する業務

第10条を第 5 条とする。

第11条第 2 項中「第 9 条」を「第 4 条」に改め、同条を第 6 条とする。

第12条第 1 号中「使用」を「利用」に改め、同条を第 7 条とする。

第13条を第 8 条とし、第14条を第 9 条とし、第15条を第10条とする。

第16条第 1 号中「10月」を「11月」に改め、同条第 2 号中「11月」を「12月」に改め、同条を第11条とする。

第17条第 1 号中「4月1日」を「3月1日」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の 4 条を加える。

（観覧料）

第13条 公園の展示物を観覧しようとする者（未就学児を除く。）は、観覧料を指定管理者に支払わなければならない。

2 観覧料は、指定管理者にその収入として収受させる。

3 観覧料は、別表に掲げる基準額に0.8を乗じて得た額から当該基準額に1.2を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が知事の承認を得て定める額とする。

（観覧料の減免）

第14条 指定管理者は、規則の定めるところにより、観覧料の減免をすることができる。

（観覧料の不還付）

第15条 既に納入された観覧料は、還付しないものとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

（入園の制限）

第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、公園への入園を拒否し、又は公園からの退去を命ずることができる。

(1) めいてい者、他人に危害を加え、又は迷惑になる行為をする者、火薬、凶器等の危険物を携帯する者その他公園内の秩序又は風俗を乱すおそれがある者

(2) 前号に掲げる者のほか、公園の管理上支障があると認められる者

第18条中「使用」を「利用」に改め、同条を第17条とする。

第19条中「第10条」を「第 5 条」に改め、同条を第18条とする。

第20条中「第15条第 1 項」を「第10条第 1 項」に改め、同条を第19条とする。

第21条を第20条とする。

別表中「(第6条関係)」を「(第13条関係)」に、「使用料の額」を「観覧料の基準額」に、「知事」を「指定管理者」に、「年間使用料」を「年間観覧料」に、「使用する」を「観覧する」に、「(使用料)の額」を「(観覧料)の基準額」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第16条の改正規定(同条を第11条とする部分を除く。)及び第17条の改正規定(同条第1号に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

島根県立高等技術校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年7月14日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第46号

島根県立高等技術校条例の一部を改正する条例

島根県立高等技術校条例(昭和44年島根県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

普通課程(職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第9条に規定する普通課程をいう。以下同じ。)の入校検定を受けようとする者は、入校検定料として2,200円を納付しなければならない。

第3条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 普通課程(規則で定めるものを除く。)に入校しようとする者は、入校料として5,650円を納付しなければならない。

3 普通課程(規則で定めるものを除く。)に在籍する者は、授業料として年額111,600円を納付しなければならない。

第4条中第6項を第7項とし、第1項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、同条に第1項として次の1項を加える。

入校検定料は、入校検定のための願書を提出するときに納付しなければならない。

第6条中「既に納付した」の次に「入校検定料、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年7月14日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第47号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年島根県条例第39号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号の表備考3中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。